

## 岡山県小学生バレーボール連盟加盟団体登録規定

岡山県小学生バレーボール連盟規約第4条により、加盟団体登録規定を次のとおり定める。

(加盟登録)

第1条 加盟登録しようとする団体は、岡山県小学生バレーボール連盟（以下「本連盟」という。）所定の書式に男女別々に必要事項を記載し、本連盟に申請するものとする。

2 加盟登録しようとする団体の所属地区（岡山、東備、備西、県北）は、チームの所在地をもって登録するものとする。

チームの所在地とは、主たる活動場所をいう。

3 加盟登録しようとする団体は、JVA メンバー制度にチーム登録を済ませ、申請するものとする。

4 申請は、随時受付ける。

5 登録の有効期限は、毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第2条 登録構成員の資格は、次のとおりとする。

1 選手

1) 岡山県の国・公・私立小学校および各種学校に在籍し、あるいは在住している者で4月1日現在12歳未満の者。

2) JVA に個人登録を済ませた者であること。

2 指導者

中学生以上で、チームに一人は成人であること。

(登録重複の禁止)

第3条 登録は一人一団体とする。

2 男女チームを有する同一団体にあつては、両チームを兼ねて登録はできないものとする。但し、大会により交互にチーム役員になる事は認める。

(追加登録)

第4条 登録団体は、その構成登録員に追加或いは変更がある場合には、遅滞なく本連盟に届け出なければならない。

(追加登録の効力)

第5条 毎年5月1日以降に申請された加盟団体登録の届け出、及び登録構成員の追加あるいは変更届では、本連盟が承認した日から、効力を発生する。

(登録の失効)

第6条 登録団体は、その構成登録員が退団したときは、直ちに登録抹消届けを本連盟に提出しなければならない。登録を抹消される者の登録は、本連盟が承認した日から効力を失う。

(移籍)

第7条 登録団体(チーム代表者)はJVAメンバーから移籍や退団の申し入れがあった場合、速やかに対応しなければならない。

- 2 チーム代表者は、JVAメンバーの移籍や退団を妨げるような行為をしてはならない。
- 3 他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に届け出・報告を行うこと。
- 4 他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。

(競技会への参加)

第8条 日本小学生バレーボール連盟または本連盟の主催または共催する大会・予選会(以下「競技会」という。)については、本連盟の加盟団体の登録構成員でなければならない。

(虚偽の申請)

第9条 登録に虚偽の申請をしたとき、その他本規定に違反したとき、または合法的であってもアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が認めたときは、理事会において協議し、登録団体又は構成員に対し登録を拒み、または取り消し、あるいは一定期間競技会の参加並びに出場を停止することがある。

(その他)

第10条 大会参加並びに出場について、本規定のほか各大会参加要項を併用して適用する。

## 付 則

本規定は平成12年4月1日より運用する。

本規定は平成23年3月27日より運用する。

本規程は平成23年10月8日より運用する。

本規定は平成26年3月1日より運用する。

本規定は平成28年3月5日より運用する。

本規定は令和2年6月6日より運用する。